

別添 ※参考資料

子ども・子育て支援交付金交付要綱（抜粋）

（通則）

第1条 子ども・子育て支援交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令41号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この交付金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく措置のうち、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

（交付の対象）

第3条 この交付金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。

（5）放課後児童健全育成事業

「放課後児童健全育成事業」の実施について」（令和5年4月12日こ成環第5号）の別紙に定める放課後児童健全育成事業

（交付額の算定方法）

第4条 この交付金の交付額は、別紙の第2欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（1）第2欄の各区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（交付の条件）

第5条 この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

（1）交付対象事業に要する経費については、別紙様式2の別表1及び別紙様式4における「特定分」、「一般分」、「その他分」及び「特例措置分」の区分を超えて配分の

変更を行うことはできない。

- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けずに、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に返納させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式 8 により速やかに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支部、支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、地方厚生（支）局長は報告があつた場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (9) この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつこれらを交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (10) 市町村は、市町村以外の者が行う交付対象事業に対して、この交付金をその財源の一部とする補助金等を交付する場合には、間接補助事業者に対して（1）から（9）までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、（2）、（3）、（4）、（5）、（6）及び（8）中「地方

厚生（支）局長」とあるのは「市町村長」と、（６）及び（８）中「国庫」とあるのは「市町村」と、（５）及び（９）中「交付金」とあるのは「補助金等」と読み替えるものとする。

（申請手続）

第６条 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

- （１）市町村長は、別紙様式２による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- （２）都道府県知事は、市町村から（１）の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式３と併せて別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（変更交付申請）

第７条 この交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

（交付決定）

第８条 地方厚生（支）局長は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として２か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。

- ２ 都道府県知事は地方厚生（支）局長の交付決定又は決定の変更があったときは、市町村に対し別紙様式４により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。
- ３ 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から１５日以内にその旨を記載した書面を地方厚生（支）局長に提出しなければならない。

（交付金の概算払）

第９条 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（実績報告）

第１０条 この交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。

- （１）市町村長は、毎年４月１０日（第５条の（３）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１か月を経過した日）までに別紙様式５による報告書を都道府県知事に提出するものとする。
- （２）都道府県知事は、市町村から（１）の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式６と併せて毎年４月末

日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（額の確定）

第11条 都道府県知事は地方厚生（支）局長の確定通知があったときは、市町村に対し別紙様式7により、速やかに確定の通知を行うこと。

（交付金の返還）

第12条 地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

第13条 特別の事情により、第4条、第6条、第7条及び第10条に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別 紙

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費
放課後 児童健 全育成 事業	放課後 児童健 全育成 事業 (特定 分)	1 放課後児童健全育成事業 ①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合 ※ 常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。 (1) 年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (ア) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $5,107,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 28,000円$ (イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 $7,495,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童数) \times 26,000円$ (ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 $7,495,000円$ (エ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 $7,495,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) \times 96,000円$ (オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 $4,997,000円$ イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額） $(年間開所日数 - 250日) \times 31,000円$ (1日8時間以上開所する場合) ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 $(上記要件に該当する開所日数) \times 31,000円$ エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）	局長通知別添 1の放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）

		(ア) 平日分（18時半を超えて開所する場合） 「18時半を超える時間」の年間平均時間数×804,000円 (イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 ×362,000円 (2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 5,229,000円 (イ) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 3,704,000円 イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) ×31,000円 ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × 804,000円 ②原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）を配置した場合 ※ 条例等に、放課後児童支援員等1名配置とした場合の利用児童の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等1名配置や補助員のみの配置としている場合も本基準額とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間、利用する曜日を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯、曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等1名配置や補助員のみの配置とする場合は、放課後児童健全育成事業（特定分）1③、④又は⑤に基づいた基準額を適用する。 (1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (ア) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 3,028,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） ×28,000円 (イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 5,416,000円－（36人－支援の単位を構成する児童数） ×26,000円	
--	--	---	--

	(ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 5,416,000円 (エ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 5,416,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） ×96,000円 (オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円 イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日）×23,000円 （1日8時間以上開所する場合） ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×23,000円 エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） (ア) 平日分（18時半を超えて開所する場合） 「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × 495,000円 (イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 223,000円 (2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 3,580,000円 (イ) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 2,054,000円 イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×23,000円 ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × 495,000円 ③設備運営基準に基づく放課後児童支援員1名のみ配置した場合 ※ 児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に関わらず、放 課後 児童支援員を1名配置とする場合は、本基準額を適用 する。	
--	---	--

		※ 通常、放課後児童支援員 1 名配置であり、児童数が20人 未満になる時間帯及び曜日に限り、補助員 1 名配置とする場合は、本基準額を適用する。 (1) 年間開所日数 250 日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額) (ア) 構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位 2,734,000 円－ (19 人－支援の単位を構成する児童の数) ×28,000 円 (イ) 構成する児童の数が 20～35 人の支援の単位 4,564,000 円－ (36 人－支援の単位を構成する児童の数) ×25,000 円 (ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,564,000円 (エ) 構成する児童の数が 46～70 人の支援の単位 4,564,000 円－ (支援の単位を構成する児童の数－45 人) ×81,000 円 (オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,464,000円 イ 開所日数加算額 (1 支援の単位当たり年額) (年間開所日数－250日) ×19,000円 (1日8時間以上開所する場合) ウ 長期休暇支援加算額 (1 支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) ×19,000円 エ 長時間開所加算額 (1 支援の単位当たり年額) (ア) 平日分 (18時半を超えて開所する場合) 「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × 336,000円 (イ) 長期休暇等分 (1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 152,000円 (2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所 (特例分) ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額) (ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,865,000円 (イ) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,971,000円	
--	--	--	--

	イ 長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×19,000円 ウ 長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額） 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × 336,000円 ④設備運営基準に基づく補助員のみを原則２名以上配置した場合 ※ 条例等に、放課後児童支援員等１名配置とした場合の利用児童の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等１名配置としている場合も本基準額とする。 なお、この場合、利用登録時などに利用時間及び曜日を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯及び曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等１名配置とする場合は、放課後児童健全育成事業（特定分）１③又は⑤に基づいた基準額を適用する。 (１) 年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（１支援の単位当たり年額） (イ) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 2,027,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） ×30,000円 (ロ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 4,746,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数） ×27,000円 (ハ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,746,000円 (ニ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 4,746,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） ×84,000円 (ホ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,565,000円 イ 開所日数加算額（１支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日） × 21,000円 （1日8時間以上開所する場合） ウ 長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合	
--	---	--

		(上記要件に該当する開所日数) ×21,000円 エ 長時間開所加算額 (1 支援の単位当たり年額) (7) 平日分 (18時半を超えて開所する場合) 「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × 394,000円 (4) 長期休暇等分 (1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 178,000円 (2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所 (特例分) ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額) (7) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,899,000円 (4) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,159,000円 イ 長期休暇支援加算額 (1 支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) ×21,000円 ウ 長時間開所加算額 (1 支援の単位当たり年額) 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × 394,000円 ⑤設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合 ※ 児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に関わらず、補助員を1名配置とする場合は、本基準額を適用する。 (1) 年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所 ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額) (7) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,868,000円－ (19人－支援の単位を構成する児童の数) ×30,000円 (4) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 3,757,000円－ (36人－支援の単位を構成する児童の数) ×27,000円 (7) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 3,757,000円 (4) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 3,757,000円－ (支援の単位を構成する児童の数－45人) ×65,000円	
--	--	--	--

	(オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,056,000円	
	イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日）×17,000円 （1日8時間以上開所する場合）	
	ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数） × 17,000円	
	エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） (ア) 平日分（18時半を超えて開所する場合） 「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × 211,000円 (イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 95,000円	
	(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,072,000円 (イ) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,159,000円	
	イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数） ×17,000円	
	ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × 211,000円	
	⑥ 「「放課後児童健全育成事業」の実施について」（令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知。（以下本項目において「局長通知」という。）別添1の10（8）に定める事業を実施する場合 （分室に設置する1支援の単位当たり年額） 799,000円	
	※ 構成する児童の数が10人未満の支援の単位については、 ・ 山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合 ・ 実施している小学校区内において唯一の支援の単位である	

	場合 ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があるとこども家庭庁長官が認める場合 のいずれかに該当するものについて補助対象とする。合わせて、過年度にこども家庭庁長官により補助を認められた支援の単位については、協議の上で承認した事由に該当する場合、引き続き補助対象とする。 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。 ※ 放課後児童支援員には、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、同条同項に規定する都道府県等が行う研修の修了を予定している者（職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に研修を修了することを予定している者（以下「研修修了予定者」という。））を含む。なお、研修修了予定者についても、要件を満たす者は常勤職員に含めることとする。 ※ 上記、①から⑤の区分において、年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所で、構成する児童の数が46人～49人の支援の単位の場合に、別途定める基準を満たす場合には、構成する児童の数を36～45人の支援の単位の基準額を維持することができる。	
	2 放課後子ども環境整備事業（1事業所当たり年額） （1）放課後児童クラブ設置促進事業 ア 「「放課後児童健全育成事業」の実施について」（令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知。以下本項目において「局長通知」という。）別添2の3（1）③に定める事業を実施する場合 13,000,000円 イ 開所準備経費（礼金及び賃借料（開所前月分）。以下本項目において同じ。）を含まない場合（アを除く） 12,000,000円 ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 12,600,000円 （2）放課後児童クラブ環境改善事業 ア 局長通知別添2の3（2）③及び④に定める事業を実施する場合	放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費

	(ア) 小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合 2,000,000円 (イ) 幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,000,000円 イ 開所準備経費を含まない場合（アを除く） 1,000,000円 ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 1,600,000円 エ 局長通知別添2の3（2）⑤に定める事業を実施する場合（分室に設置する1支援の単位当たり年額） 600,000円 （3）放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000,000円 （4）倉庫設備整備事業 3,000,000円 ※ 開所準備経費については当該年度に支払われたものに限る。	
	3 放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たり年額） （1）障害児受入推進事業 2,352,000円 （2）放課後児童クラブ運営支援事業 ア 賃借料補助 3,444,000円 イ 移転関連費用補助 2,500,000円 ウ 土地借料補助 6,300,000円 （3）放課後児童クラブ送迎支援事業 ア 待機児童が既に100人以上発生している市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 1,225,000円 イ ア以外の市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 613,000円 ※ （2）のイ及びウを除き事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
放課後	1 放課後児童支援員等処遇改善等事業（1支援の単位当たり年額）	放課後

児童健全育成事業 (一般分)	(1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 2,181,000円 (2) (1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 3,768,000円 ※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	児童支援員等 処遇改善等事業の実施に必要な経費(給料、職員手当(時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当)、共済費(社会保険料)、賃金、委託料及び補助金)
	2 障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり年額) (1) 障害児を3人以上受け入れる場合 ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 2,352,000円 イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合 (ア)職員を1人配置 2,352,000円 (イ)職員を2人以上配置 4,704,000円 ウ 障害児を9人以上受け入れる場合 (ア)職員を1人配置 2,352,000円 (イ)職員を2人配置 4,704,000円 (ウ)職員を3人以上配置 7,056,000円 (2) 医療的ケア児を受け入れる場合	障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費

	ア 看護職員等を配置 4,061,000円 イ 看護職員等が送迎支援等を実施 1,353,000円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	
	3 小規模放課後児童クラブ支援事業 1 支援の単位当たり年額 735,000円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
	4 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 1 事業所当たり年額 1,486,000円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業の実施に必要な経費
	5 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業 遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用を補助 1 支援の単位当たり年額 1,646,000円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	放課後児童クラブ育成支援体制強化事業の実施に必要な経費
	6 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業	放課後

	放課後児童クラブが第三者評価機関による評価を受審する ために必要となる費用を補助 1 事業所当たり年額300, 000円	児童クラブ第三者評価受審推進事業の実施に必要な経費
	7 放課後児童クラブ利用調整支援事業 放課後児童クラブを利用できなかった児童等に対する、他の放課後児童クラブや児童館などの利用あっせん等を行うために必要となる費用を補助 1 市町村当たり年額4, 633, 000円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	放課後児童クラブ利用調整支援事業の実施に必要な経費
放課後児童健全育成事業（その他分）	1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 1 支援の単位当たり年額（1）～（4）の合計額 （1）放課後児童支援員を配置 対象職員 1 人当たり131, 000円 （2）概ね経験年数3年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員 1 人当たり198, 000円 （3）概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員 1 人当たり263, 000円 （4）（3）の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者を配置 対象職員 1 人当たり394, 000円 ※ 1 支援の単位当たりの基準額は、919, 000円を上限とする。	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通

	※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	勤手当）、 共済費 （社会 保険 料）、 賃金、 委託料 及び補 助金）
	2 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善） 支援の単位ごとに次により算出された額の合計額 11,000円×賃金改善対象者数（※）×事業実施月数 ※ 「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。 当該年度において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。 ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。 なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。	放課後 児童支 援員等 処遇改 善事業 （月額 9,000 円相当 賃金改 善）の 実施に 必要な 経費